

海外経済要録

国際機関

◇OECD、経済見通しを発表

OECDは7月15日、1971年および72年上期の世界経済見通し(OECD, Economic Outlook)を発表した。要旨次のとおり。

- (1) 本年5月の欧州為替危機の直接的原因は金利差よりも投機に求められる。その後の為替レート調整と米欧間の金融情勢接近傾向により、短資移動によって生じた諸混乱はむこう12か月間落着きを示すとみられるが、もとより根本的解決を得たわけではない。
- (2) OECD加盟国の実質成長率は、71年は3.75%にとどまる見通しであるが、経済の拡大テンポは期をおって回復していくものとみられるので、72年上期には、潜在成長率を上回る5.75%に達する見込みである。
- (3) 物価(GNPデフレーター)上昇率は、本年上期には前年下期を上回る5.5%(年率)に達した。今後の動向は予測困難であるが、貨上げの抑制に成功すれば、71年中ある程度の上昇率低下が実現しよう。しかし、その場合でも改善は小幅にとどまる見通しであり、各国とも、経済運営上引き続きインフレ抑制を最優先とすべきである。
- (4) 71年中の輸出入額の伸びはともに前年を下回る見通しであるが、数量ベースでは、本年後半以降増勢に転じ、72年上期には70年を上回る伸びとなろう。
- (5) 71年には、前年にみられた主要国経常収支の不均衡

O E C D の 経 濟 見 通 し

	実質成長率(%)			輸入増加率(%)			GNPデフレーター上昇率(%)			経常収支(百万ドル)		
	1970年 実績 見込み	1971年 見通し	1972年 上期 見通し	1970年 実績 見込み	1971年 見通し	1972年 上期 見通し	1970年 実績 見込み	1971年 見通し	1971年 下期 見通し	1970年 実績 見通し	1971年 見通し	1972年 上期 見通し
	OECD計	2.6	3.75	5.75	14.6	10.75	12.5	5.7	5.25	4.75	5,450	6,550
米国	△ 0.4	3.0	6.0	10.8	11.0	13.5	5.1	4.75	4.0	640	400	0
カナダ	3.3	5.0	6.5	1.2	11.0	15.5	4.1	3.5	4.5	1,260	900	500
日本	10.9	8.0	11.5	25.6	14.0	21.0	6.6	5.0	5.5	2,010	3,400	3,300
フランス	5.9	5.5	6.0	9.9	11.0	10.25	5.6	5.0	4.75	△ 100	100	600
西ドイツ	4.9	3.5	3.5	19.7	11.0	11.25	7.4	7.0	6.25	670	500	600
イタリア	5.2	3.0	9.25	19.9	9.5	12.5	6.3	5.5	4.75	810	1,300	1,400
英國	2.0	0.5	3.0	11.1	9.5	10.0	7.25	8.25	7.5	1,510	1,100	800

(注) 1. 1972年上期見通し(ただしGNPデフレーター上昇率については1971年下期見通し)は季節調整済み、前期比・年率。

2. GNPデフレーター上昇率については、主要7ヵ国計をもって「OECD計」に代替。

是正という傾向は、わずかながら逆転しよう。日本の経常収支黒字額は引き続き大幅な拡大を示す見込みである。

米州諸国

◇米国、公定歩合を引上げ

米国連邦準備制度理事会は7月15日、ニューヨーク、フィラデルフィア、セントルイス、サンフランシスコの4連銀の公定歩合引上げ(4.75→5.0%、16日実施)を承認した旨発表した。続いて翌16日、ボストン、ミネアポリス、アトランタの3連銀がこれに追随(実施日19日(注))、さらに22日には残るシカゴ、クリーブランド、リッチモンド、カンザスシティ、ダラスの5連銀が同様の引上げを行なった(実施日23日)。

今次引上げの趣旨につき同理事会は、「短期市場金利の上昇にかんがみ、公定歩合をこれにさや寄せすることをねらいとしたものであるが、同時に理事会が根強いコスト・インフレに関心をもっていることを示すものである」旨説明している。

なお、米国の公定歩合引上げは69年4月(5.5→6.0%)以来2年3か月ぶりである。

(注) 公定歩合変更については、さきの連銀貸出手続の改正(1月号「要録」参照)により新歩合が即時貸付残高全額に適用されることとなったのに伴い、休日実施もありうこととなり、前回公定歩合引上げの際は発表が2月12日(金曜日)、実施が翌13日(土曜日=休日)とされた。しかし、今回の実施日は発表翌日の17日(土曜日)ではなく、翌営業日の19日(月曜日)となっている。これにつき理事会では、「実施日を決めるのは原則として地区連銀である。従来の慣行どおり営業日ベースで決めててもさしつかえない」と説明している。

◆米国財務省、米国輸出入銀行のユーロ・ダラー借入れを肩代わり

米国財務省は7月19日、「7月26日に満期が到来する米国輸出入銀行(EXIM)の米銀海外支店からのユーロ・ダラー借入れ10億ドル(第1回借入れ分、1月25日借入れ、4月26日借換え)につき、これを期日64日もの、78日もの各5億ドルに分け、EXIMにかわり財務省が借り換える」旨発表した(応募締切り7月22日、資金振替え7月26日)。

この結果、本年1月来のEXIMのユーロ・ダラー借入れは全額財務省名義に切り替えられ(財務省固有の借入れ分と合わせ総残高30億ドル)、今後約2週間ごとに5億ドルずつ満期が到来することとなった。

(財務省のユーロ・ダラー借入れ一覧)

借換え日	満期日	金 利	金 額
1971. 7. 9	1971. 8.10	6½%	5 億 ドル
〃	8.24	6½〃	5 〃
6. 1	9.1	6¾〃	5 〃
7. 9	9.14	6½〃	5 〃
7.26	9.28	6¾〃	5 〃
7.26	10.12	6½〃	5 〃
計			30億 ドル

◆米国、長期国債の発行を決定

米国財務省は7月21日、8月15日に満期到来する国債(総額51億ドル、うち一般保有分41億ドル)の借換えのため4年3ヶ月もの債(利回り7.06%、期日75年11月15日)ならびに10年もの長期国債(利回り7.11%、期日81年8月15日)の2種類を発行する旨発表した。

このうち長期国債の発行は、本年3月の長期国債(期間7年超)の金利規制緩和措置(4月号「要録」参照)に基づき実施されるものであり、65年以来6年ぶりのことである。

なお、長期国債については借換えのみならず、個人投資家による新規応募(限度10,000ドル)も認めている。

◆米国財務省、西海岸商品取引所の金先物取引を禁止

米国財務省は7月22日、1934年金準備法(Gold Reserve Act of 1934)第3条に基づき、「いかなる形においても金の投機的取引を行なうことを禁止する」旨のレーションを制定、公布した。この間の経緯次のとおり。

上記金準備法および同法に基づくゴールド・レーション(Gold Regulations)によれば、米国人ならびに米国居住者は原則として金貨、金地金等を政府に集中す

るよう義務づけられているが、1933年4月5日以前に鑄造された金貨等については収集用として例外的に集中を免除されている。この点に着目した米国の西海岸商品取引所(West Coast Commodity Exchange Inc. ロサンゼルス所在)は7月12日、上記集中免除金貨の先物取引を同月20日以降開始する旨発表した。これに対し財務省は同月15日、上記ゴールド・レーションに金の先物取引を認めた明示の規定がない以上、同取引は違法である旨声明したが、取引所側が明確な禁止規定のないことを理由に予定どおり20日から取引を強行したため、これが対処策としてあらためて上記措置が採られたものである。この結果、同取引所は22日限りで金先物取引を取りやめることとなった。

◆米国、1971年緊急雇用法の成立

ニクソン大統領は7月12日、失業率の低下を目的とする「1971年緊急雇用法(The Emergency Employment Act of 1971)」に署名した。同法のおもな内容は次のとおり。

- (1) 州・地方における公益事業の雇用者増進を図るために、1973会計年度末までの2年間に、州・地方政府に對し総額22.5億ドルの賃金補給金支出を行なう(これにより同期間に内に15万人程度の失業者を救済しうる見込み)。
- (2) 上記支出の年度別配分は、全国平均失業率4.5%以上を前提として、72年度7.5億ドル、73年度10億ドル、計17.5億ドルを予定しているほか、全国平均失業率のいかんにかかわらず、3ヶ月間にわたって6%以上の失業率を続けた高失業地区に對しては、各年度2.5億ドルの支出を認める。
- (3) 州・地方政府が労働省に對して支出申請するにあたっては、失業救済のため当該雇用者の職が一時的なものでない旨保証することを条件とする。
- (4) 同法に基づく新規雇用者への賃金負担の割合は、連邦政府90%、州・地方政府10%とする。
- (5) 雇用に際しては、過去7年間においてインドシナおよび韓国に従軍した退役軍人を優先する。

◆米国、国際収支統計を改訂

米国商務省は7月6日、国際収支基調のより的確な把握をねらいとして、国際収支統計の改訂を行なう旨発表した。

改訂の主要点は次のとおり。

- (1) 従来の「流動性収支(liquidity balance)」にかえ、新たに「純流動性収支(net liquidity balance)」を探

用する(なお、公的決済収支^(official reserve transactions balance)が併用される点は従来どおり)。

純流動性収支と旧流動性収支との違いは、旧流動性収支のかく乱要因となっていた下記の資本取引を国際収支項目^(above the line)からはずし、ファイナンス項目^(below the line)に計上することとした点にある。
 イ. 民間部門の短期流動債権……従来の流動性収支では民間部門の短期流動債権増減(たとえばユーロ・ダラー預金の増減)は国際収支項目に計上されるのに対し流動債務増減(たとえばユーロ・ダラー取入れの増減)はファイナンス項目に計上されるというように、債権・債務の取扱いが非対称となっていた。その結果、ユーロ・ダラー取引が目だちはじめた1969年ごろから、流動性収支のフレが実勢以上に大きくなってきたので、今回の改正で民間部門の短期流動債権を国際収支項目からはずし、債権・債務両方ともファイナンス項目に計上することとしてこの点の不均衡是正を図った。

ロ. 外国公的当局に対する非流動債務……当該債務は財務省の非市場性中・長期債発行など国際収支悪化の結果採られた特殊金融取引によるものが大半であり、その増減は国際収支の実勢を表わすものではないため、これら債務を国際収支項目からはずしファイナンス項目に計上することとした。

なお、上記改正に関連して、従来同じく国際収支項目に計上されていた1年超のCD等外国公的当局に対する米国民間の非流動債務についても、この際あわせてファイナンス項目に計上することとした。

(2) 純流動性収支および公的決済収支の内訳項目として、「経常収支(balance on current account)」および「基礎的収支(balance on current account and long-term capital)」を新たに設ける(注)。

(注) 両収支とも、従来の統計でも関係各項目を集計すれば得られた計数であるが、今後は「経常収支(貿易、貿易外、移転収支)」「基礎的収支(経常収支+長期資本収支)」と銘打って発表することとしたもの。

歐 州 諸 國

◆ EEC、資本移動自由化で英国・ノルウェーと合意

1. 7月12日、ブリュッセルで開催された第9回閣僚級加盟交渉において、EECおよび英国は、資本移動自由化に関し、完全な合意に達した。

合意内容の概略は次のとおり。

(1) 英国に対し、加盟後ただちに、資本移動自由化に関するEECの諸規定を適用する。

(2) ただし、英國の国際収支に及ぼす影響を考慮し、次の諸項目の自由化については以下のような猶予を認める。

- イ. 英国居住者のEEC諸国に対する直接投資については加盟後2年以内。なお、英国は加盟後ただちに、上記投資に関する規制の弾力化に取り組み、その実施細目を今後EECと討議する意向を表明している。
- ロ. 移民財産の移転、贈与・寄付金、持参金、相続税等個人資産の移動および不動産投資については加盟後おそらくとも2年半以内。
- ハ. 英国居住者の外国有価証券投資については、過渡期間終了時(77年末)まで。

(3) 上記(2)の留保項目についても、事情の許すかぎり猶予期間内の自由化実施に努めること。

2. 一方、ノルウェーも、7月27日に開催されたEECとの閣僚級加盟交渉において資本自由化問題を討議、次の4項目について猶予を認め、他は加盟後ただちに自由化することに同意した。

留保項目等次のとおり。

- (1) ノルウェー企業に対する長期貸付のかたちによる直接投資については加盟後2年以内。
- (2) 外国金融機関による最長5年までの商取引に伴う信用供与は加盟後2年以内。
- (3) ノルウェー国民による外国有価証券取得は加盟後5年以内。
- (4) 外国人によるノルウェー有価証券取得は加盟後2年以内。

なおEECは、デンマーク、アイルランドとも、資本移動自由化に関し交渉を進めているが、両国との大きな意見の相違はなく、英国、ノルウェーとほぼ同様な内容で、近々合意をみる模様。

◇ 英国政府、EEC白書を発表

英国政府は7月7日、「英國と欧州3共同体(The United Kingdom and the European Communities)」と題するEEC加盟に関する3度目の白書を発表した(第1回67年5月、第2回70年2月)。今回の白書は本年6月のEEC加盟交渉の実質的妥結のあとを受けはじめて加盟の可否を問うために発表されたもので、いわば議会審議の討議資料ともなるものである。

このため、本白書では、加盟交渉における合意内容の詳細を伝えるとともに、英国内の加盟反対論が議会内外になお根強いおりから、加盟に伴うメリットを強調、加盟推進にかける政府の決意を示して、議会・国民に対し

加盟支持を強く訴えている。本白書に述べられた EEC 加盟に伴う利害得失の評価は概要次のとおり。

(1) 政治的評価

イ. 戦後西欧諸国の相対的地位沈下が生じ、西欧諸国は相互に結合しないかぎり、その国際的発言力の回復を達成しないことが明らかとなった。しかもすでに中国、日本という新勢力の台頭めざましく、かつ EEC 内の結合強化が見通されるおり、英国としても、EEC への加盟によってその国際的影響力の増大を図るべきである。

ロ. さらに、英国の国際的影響力増大を図るうえで、 EEC に代わりうる他の国家連合形態が現実には考えられない。

ハ. また、EEC は、加盟各国の主権制限を伴わない国家連合とみるべきであり、したがって、EEC 加盟により、英國の主権行使や国法適用が制約される懸念はまったくない。

ニ. なお、英國等の加盟による EEC の拡大は、EEC の対外的地位を強化しよう。

(2) 経済的評価

イ. 國際収支への影響

(イ) 共同体財政への拠出金……還付金を差し引いた純額で加盟初年度(73年)1億ポンド、加盟過渡期間最終年度(77年)2億ポンドと推定。

(ロ) 農産物輸入額の増大……EEC 農産物統一価格への段階的接近により、農産物輸入額は、初年度5百万ポンド、過渡期間最終年度には50百万ポンド増大の見通し(ただし、この推定は、英国内農産物生産および消費の価格弹性に関する仮定のとり方により異なる)。

(ハ) 加盟に伴う長期的効果(dynamic effects 後記)を考慮すれば、国際収支面でプラス要因も少なくないものとみられる。

ロ. 国内物価への影響

EEC と英國の農産物価格差が過渡期間中現状のまま持続すると仮定すれば、EEC 加盟により、食料品の平均小売価格および生計費指数の上昇率は、過渡期間(73~77年)中それぞれ年率 2.5%、0.5%程度の上昇加速をみよう。このように物価の追加的上昇が比較的小幅(注)にとどまるとみられるのは、過去数年、EEC の共通農産物価格と英国内価格との間のギャップが縮小してきたことに負うところが大きい。

(注) このような見通しを過大な見積もりとする向きもある。すなわち

(イ) EEC の農産物統一価格は、末端小売価格をすべて統一するこ

とではなく、各国内の特定消費地点における共通価格を定めたものにすぎない。したがって、EEC 諸国よりもすぐれた小売流通組織を持つ英國の場合、末端小売価格の上昇はより小幅にとどまる可能性がある。

(ロ) 英国のインフレ高進度から判断すると、過渡期間中現在の農産物価格差が持続するという仮定は説得力に乏しい。

(ハ) 工業製品に対する関税率引下げ(EEC 諸国に対する関税撤廃と、英國の現行平均関税率よりもやや低率の EEC 対外共通関税率への接近)がもたらす英国内物価引下げ効果が無視されている。

ハ. 市場拡大の効果

広域市場の実現は、第 1 に、輸出機会の増大という即時的效果をもたらし、第 2 に、広域市場内での競争刺激の増大・規模の経済の効果を通じ、英國産業の効率化・投資の増大・経済成長の加速化という長期的効果(dynamic effects)をもたらそう。この後者の効果は、過去10年間、1人当たり実質 GNP 成長率や投資率において英國が EEC 諸国に大きく立ちおくれをとってきた事情を考慮すると、とくに重要である。加盟の結果英國の GNP 成長率が年率 0.5% 加速されるとすれば、累積効果により、加盟5年目には、英國の GNP は加盟しない場合に比し11億ポンド多くなるものと見込まれる。

ニ. 以上の経済的評価を総合すると、英國にとって加盟によるプラスはそれに伴うマイナスを上回るものとなる。

なお、白書は、海外公的当局保有のポンド残高削減のための具体的方法については、保有者の利益保護、英國国際収支への過度の負担回避などに留意しつつ、EEC 内および関係諸国との間で検討を行なう旨、あらためて明確にした。

◇英國産業連盟、価格引上げ自主規制提案を発表

英國産業連盟(CBI)は 7 月 15 日、政府が追加的景気刺激策を採用することを条件として、傘下主要民間企業 200 社に対し、今後 1 年間の価格引上げの自粛公約を求める旨発表した。

1. その発表内容は次のとおり。

(1) 公約実施期間

72 年 7 月 31 日に至る 1 年間。

(2) 公約内容

以下の各項の達成に可能な限りの努力を払うこと。

すなわち、

イ. 英国内で供給される製品・サービス価格の引上げを避けること。

ロ. 引上げが避けがたい場合にもその幅を 5% 以内に抑えること。

ハ. 例外的な事情により、または当事者の統御しえない理由によって、特定製品の 5% をこえる引上げが

不可避な場合にも、関連する製品・サービスをも含めた価格引上げ幅の加重平均を5%以内に抑えること。

ニ. 避けがたい価格引上げを行なう場合、前回引上げ時より少なくとも12か月経過後に行なうよう努めること。これが不可能な場合、少なくとも同8か月経過後に行ない、その際の引上げ幅の最高限度は、年率換算5%以内に調整すること。

(3) 公約期間中の協議

公約期間中に、当事者の統御しえない事情によりこの公約の遵守が困難になった場合は、行動を起こすに先立ちCBIの専務理事に事態を通告、協議すること。

(4) ただし書き(付帯事項に関する了解事項)

イ. 本公約は、労働組合との間のなんらの協約をも前提とするものではないが、労働組合側が本公約に対し前向きの反応を示すことを期待する。

ロ. 本公約の遵守状況を72年3月までに検討する。

ハ. 食料品、各種金属およびその他の基礎的諸原料については、輸入価格や農産物価格の変動に伴うコスト上昇をとくに考慮すべきである。

ニ. 資本財および生産・納入期間が本公約の期間を著しくこえる製品に対しては、本公約の条項のすべてを適用することはできない。しかし、これら諸財に対しても本公約の精神に沿った価格政策を適用すべきである。

ホ. 質・量、または製品の仕様の変更が実質的価値の低下をもたらす場合、それらは価格の変更とみなされる。

ヘ. 値上げ率の上記上限は、購買税・消費税を除外した価格に基づいて計算されるものとする(ただし、上記諸税がコストに大きな割合を占める場合はこの限りでない)。

ト. 単位価格がきわめて低いため、個別的な最低値上げ率が5%をこえざるをえないような製品・サービスは、上記値上げ率上限の適用を免れるが、そのような場合でも、関連製品、サービスとの組み合わせがそれを許すかぎり、上記ロ、ハは適用される。

チ. 本公約の発効以前に発表され、その実施が本公約発効後に持ち越された価格引上げは、自肅対象外とされる。

2. CBIの発表文によると、CBIをこのような措置に踏み切らせた基本的な要因は、現在の英国のインフレがすでに放置しがたい危機的な段階に達しており、ここでなんらかの有効な対策を講じないならば、CBIが有

害無益と考える強権的所得政策の実施に政府を追い込むことになりかねないという現状認識にある。さらに、①インフレ抑止の可能性が見いだせないかぎり、責任ある政府としてリセッションの深刻化に対処した追加的需要拡大策を採用しないこと、②他方、労働組合側に自主的・一方的な賃上げ要求抑制を期待することは事実上困難なこと、などから、CBIがなんらかのイニシアチブをとることが必要との判断に立って今回の措置決定に至ったものとされている。

◇英國政府、追加的景気刺激策を発表

1. 英国のバーバー蔵相は、7月19日の下院本会議において、財政面からの追加的景気刺激措置を発表した。措置の内容次のとおり。

(1) 割賦販売条件規制等の停止

割賦販売およびレンタル(Hiring)(注)契約条件に対する現行規制を停止する(7月20日から実施)。ただし、今後の景気情勢のいかんによっては上記規制を再導入するとしている。なお、消費者信用に関するCrowther委員会報告(71年3月発表)によって勧告された、上記規制の全廃を含む消費者信用の全般的改革については、別途考慮することとしている。

(注) 割賦販売の法的規定および現行規制内容については7月号「要録」参照。レンタル契約の条件規制は1956年に始まり、現行規制(68年11月以来実施)によれば、最低42週間分のレンタル料前払い(ただし自動二・三輪車については36週間分)が要求されている。

(2) 購買税率の引下げ

購買税率をすべて $\frac{1}{11}$ (18.2%)引き下げる(注)(7月20日から実施)。

新旧税率は次のとおり。

	(旧税率)	(新税率)
I	13 $\frac{3}{4}\%$	11 $\frac{1}{4}\%$
II	22 //	18 //
III	36 $\frac{3}{4}\%$ //	30 //
IV	55 //	45 //

購買税率の引下げは1963年以来はじめてであり、また今回の引下げ幅は1953年以来の大幅なものである。なお、本措置による減税額は、初年度110百万ポンド、平年度235百万ポンドと見込まれる。

(注) 購買税の導入は1940年にさかのぼり、ほとんどすべての消費財を対象に、卸売段階で課課される従価税であり、課税対象により4段階の異なる税率が適用されている。なお、購買税は本年3月の蔵相予算演説で提案された税制改革によって73年4月以降全廃され、かわって付加価値税が導入される予定となっている(4月号「要録」参照)。

(3) 投資支出に対する減価償却の促進等

イ. 本年7月20日以降73年8月1日までに行なわれる機械・設備に対する投資支出に対し、初年度80%の

減価償却を認める(従来は60%、45年11月号「要録」参照)。

ロ. 開発地域(Development Areas)(注)に立地するサービス産業についても、その固定設備・機械に対する投資支出に自由償却を認める(7月20日から実施、従来は同地域に立地する工業についてのみ認められていた)。

(注) 開発地域とは、1966年産業開発法により指定された、失業率の高い諸地域(北イングランド、ウェールズ、スコットランドの大部分等6地域)をいい、すでにこれら地域への産業誘致のため種々の財政上の優遇措置が認められている。

なお、上記両措置による法人税減税額は、72年度40百万ポンド、73年度150百万ポンドと見込まれる。

2. バーバー蔵相は、上記諸措置の実施を決定した理由として「経済情勢の分析はもとより、英國産業連盟(CBI)の提案など産業界の姿勢をも考慮したうえで、いまや総需要に追加的刺激を与えることが適切であるとの結論に達した」と述べ、これらの措置により、72年上半期の実質GDP成長率(年率)は4~4.5%に引き上げられようと見込んでいる(本年3月末の予算演説における見通しは同3.1%)。

3. なお、バーバー蔵相は、同時に8月中にIMF借入金の期限前返済256百万ポンドを実行する旨発表した。これにより英國の対外的短・中期債務残高は417百万ポンド(全額対IMF)に減少することとなる(70年6月現政権成立時の同残高は1,461百万ポンド)。

◇英国、長・短期国債を発行

英國大蔵省は7月7日および9日に、長・短期国債の発行を発表した。これら国債は、本年2、3月に発行された長・短期国債(3月号「要録」参照)の英蘭銀行発行部手持ち分がいずれも払底したため、この補充の目的で発行されたものである。

なお、両国債の応募者利回りは既発債の市場実勢利回りに比し、それぞれやや低めに定められており、市場利子率の漸落を促そうとする当局の意図を示すものと一般に受け取られている。発行要項はそれぞれ次のとおり。

	長期国債	短期国債
発行日	7月13日	7月15日
発行額	4億ポンド	5億ポンド
償還期限	1997年9月1日	1975年2月1日
表面金利	8.75%	6.0%
発行価格	95ポンド	98.50ポンド
応募者利回り	9.25%	6.48%

◇英蘭銀行、損益状況を初公開

英蘭銀行は、昨年5月議会に提出された国有産業特別委員会の勧告に基づき(4月号「要録」参照)、7月28日、同行が1964年に設立されて以来はじめて、その損益状況を公開した。その概要は次のとおり。

英蘭銀行の損益計算書

(1970年3月1日~71年2月28日)

(単位・千ポンド)

	発行部	銀行部
収 入(A)	152,448	n.a.
うち 国債(政保債、大蔵省証券を含む) 利子 収入	147,889	22,393
そ の 他 利 子 収 入	4,559	1,151
政 府 手 数 料 収 入	—	3,651
支 出(B)	7,108	n.a.
利 益(C)	145,340	6,344
國 庫 納 付 金(D)	145,340	1,746
税 金(E)	—	1,912
留 保 利 益(F)	—	2,686

(注) (C)=(A)-(B)
(F)=(C)-(D)-(E)

◇英国、外貨借入金に対する為替損失補償制度を一部改正

英國のヒギンズ財務担当国務相は7月7日、国有企业および地方公共団体の外貨借入れに対する国による為替損失補償を、今後は平均借入れ期間が10年以上の借入れについてのみ認めるよう改正する旨発表した。上記制度は、1969年、国有企业等による外貨借入れ促進のため導入されたものであるが、最近の英國国際収支の好転にかんがみ、今回改正されたものである。

◇英國鉄鋼公社の改組案発表

英國のデイビス通商産業相は6月28日、英國鉄鋼公社(BSC)の一部業種について非国有化計画を発表した。本計画によると、ステンレス鋼・小棒鋼・電線製造部門、建設・化学関連部門等の周辺部門(BSC売上げ高の約15%に相当)については、今後BSCから分離され、民間からの資本参加を得て別会社として発足することとなる。なお、本発表と同時に、BSCの71年度設備投資計画(総額258百万ポンド)が承認され、さらにBSC製品価格について従来より弾力的な価格政策の導入(BSCが価格を変更する場合、従来は全製品価格の同時変更を原則としたが、今後は、個別製品ごとに変更すること)が認められる旨発表された。

◇西ドイツ、現金預託法案の大綱を閣議承認

1. 西ドイツ政府は7月21日、企業の外資取入れ規制を目的とする「現金預託法」(Gesetz über Bardepots)の大綱を閣議で承認した。今後関係官庁において法案作成ののち、初秋議会に上程される予定である。

同法の概要は次のとおり。

(1) 預託方法

イ. 企業が海外から直接資金借入れを行なった場合、その一定割合をブンデスバンク(州中央銀行を含む)に無利子で預託させる。

ロ. 預託比率はブンデスバンク理事会が決定する(注)。

(2) 適用対象

イ. 対象となる借入れは、1件当たり1百万マルク以上とする。

ロ. 貿易・貿易外取引に直接関連する借入れは対象外とするが、脱法を防止するため慣行をえた長期借入れは対象に含める。

ハ. 上場証券の売買取引にかかる債務は、「買戻し条件つきの証券売却」を除き借入れとはみなさない。

(3) 適用時期

法律発効後、閣議承認が行なわれた7月21日にさかのばって適用する。

(注) 最高限度はとくに規定しないが、50%程度となる見通し。

2. 西ドイツでは、海外短資流入抑制策の対象がもっぱら金融機関に限られていたため、金融引締め期に国内金利が上昇し内外金利差が生ずると、企業が海外から低利の資金を借り入れるケースが目だち(注)、かねてから、これが引締め効果を減殺する点が指摘されていた。とくに今次為替投機を契機に、新たな外資流入抑制策を導入する必要があるとの認識が高まり、本制度の採用が決定されたものである。政府は、本制度について、預託比率を内外金利差に応じて調節することによって企業の外資取入れを規制する、いわば「市場原理に立脚した規制手段である」と説明している。

(注) 企業部門のネット短期対外債務は、69年中2.3億マルク減少したのち、70年中64.5億マルク増、71年1~5月中75.4億マルク増と累増。

◇西ドイツ、売りオペ・レートを一部引上げ

ブンデスバンクは短期金利の上昇傾向に対応して、7月14日以降、割引国庫債券の売りオペ・レートを一律1/4%引き上げ、5/4%とした(注)(大蔵省証券、備蓄機関証券は据置き)。

(注) 割引国庫債券は、6ヶ月から2年までの4種類があるが、6月3日以降同一の売りオペ・レートが適用されている。

◇フランス、準備率を引上げ

フランス銀行は7月9日、預金・貸出準備率をそれぞれ1%引き上げ、7月21日から実施することを決定した。

今回の決定が、7月7日以降にわかに活発化した短資流入を一つの契機としていることは事実であるが、今次措置の第1次的な目的は、通貨総量および金融機関貸出の過度の増加を抑制し、物価と賃金の騰勢を鎮静化させることにあるとみられている。

新準備率は次のとおり(カッコ内は旧準備率)。

預金準備率

要求払い債務	10.25% (9.25%)
--------	----------------

海外支店および外国コルレス先に対する債務	10.25% (9.25%)
----------------------	----------------

定期性預金等その他の債務	5.25% (4.25%)
--------------	---------------

貸出準備率

本年3月31日現在の貸出残高の90%を超過する部分につき	1.50% (本年1月5日現在の貸出残高の80%を超過する部分につき0.50%)
------------------------------	------------------------------------------

なお、フランス銀行は、上記措置と同時に中期信用手形保有率を16%から14%に引き下げる旨決定したが、これは、短資市場におけるオペ玉不足を緩和し、月末の金融繁忙時に市場金利がフランス銀行の企図する以上に上昇するのを防ぐのが目的とされている。

◇フランス、準備率を再度引上げ

フランス銀行は8月2日、短資流入による国内の過剰流動性を吸収するため、預金・貸出準備率の引上げを決定した(8月5日から実施)。

今次措置により、預金準備率は、本年5月6日以降4度、貸出準備率は同3度引き上げられたことになり、インフレ抑制に対するフランス銀行の強い決意がうかがわれる。

新準備率は次のとおり(カッコ内は旧準備率)。

預金準備率

要求払い債務	12.25% (10.25%)
--------	-----------------

海外支店および外国コルレス先に対する債務	12.25% (10.25%)
----------------------	-----------------

定期性預金等その他の債務	6.50% (5.25%)
--------------	----------------

貸出準備率

本年3月31日現在の貸出残高の90%を超過する部分につき	3.00% (1.50%)
------------------------------	----------------

今回の準備率の引上げ幅がこれまでになく大幅となつたのは、7月中の外貨の流入額がかなりの額に達した事情を考慮したものとみられる。なお、これにより約40億

フランの資金が吸収される。

◇フランス、為替管理措置を変更

1. フランス政府は 8 月 3 日、最近の金・外貨準備の増加傾向にかんがみ、外貨の流出を促進するため、為替管理の一部を緩和する措置を次のとおり決定し、即日実施した。

(1) 海外渡航関係

イ. 一般渡航

渡航回数の制限を撤廃し、各回の外貨持出し限度額を 3,500 フラン相当額に引き上げる(従来は年 2 回、各回 2,000 フラン相当額)

ロ. 業務渡航

外貨持出し総額を 8,000 フラン相当額(1 日当たり 400 フラン、最大限 20 日間)に引き上げる(従来は 4,000 フラン相当額——1 日当たり 400 フラン、最大限 10 日間)。

(2) 輸入関係

イ. 先物カバー取引の制限緩和

先物カバー取引を行ないうる輸入品の範囲を拡大し、先物予約期間を最長 3 ~ 6 か月(ただし、天然ゴム、羊毛、綿については 9 か月)に延長する(従来は 1 ~ 3 か月)。

ロ. 輸入決済用外貨の取得時期を決済前 1 か月以内に拡大する(従来は 1 週間)。

ハ. 輸入前払金について、設備材については代金の 30 %まで、その他の品目については 10 %まで事前許可不要とする(従来は個別許可)。

(3) 海外投資、海外送金関係

イ. 企業の海外直接投資に係る外貨調達の制限を緩和する。また海外における既往借入れの繰上げ返済を認める。

ロ. 海外移民の外貨持出しを 10,000 フラン相当額に(従来は 5,000 フラン相当額)、留学費用を 2,000 フラン相当額(従来は 1,000 フラン相当額)にそれぞれ引き上げる。

ハ. 海外在住のフランス人に対し、在留期間 2 年経過後、在仮財産の取寄せを認める。

2. フランス銀行は、8 月 4 日、投機的な短資の流入を抑制するため、為替公認銀行あて書簡を発し、対外ネット総合ポジションの規制を実施することとした。

規制の概要次のとおり。

(1) 対外ネット総合ポジション(外貨建およびフラン建の対外債権の総額と、外貨建およびフラン建の対外債務の総額との差額)が、8 月 3 日現在債権超の銀行は、

今後とも同ポジションを債権超に保つ(最悪の場合でも均衡)こととする。

(2) 上記ポジションが 8 月 3 日現在均衡の銀行は、今後ポジションが債務超に陥らないようする。

(3) 上記ポジションが 8 月 3 日現在債務超の銀行は、今後債務超の額がより大きくならないようする。

(4) 上記ポジション規制に違反した銀行に対しては、為替管理法上の一般的な罰則規定が適用される。しかし、規制ライン超過額のフランス銀行への預託義務等は課されない。

なお、フランス銀行では、同措置は、投機的取引に基づく外貨の受入れを抑制するもので、経常取引、資本取引を問わず、正常な取引になんら規制を加えようとするものではないとしている。

◇フランス、輸出信用制度を改正

フランス政府は、輸出信用制度について昨年来検討を続けてきたが、このほど成案を得、7 月 1 日から実施することとなった。この改正は、従来複雑であった輸出金融制度を簡素化して効率的なものとともに、他国との競争に耐えうる金利水準の維持と民間資金の導入による資金量の確保とを主眼とするものである。

主たる改正点は次のとおり。

(1) 短期輸出信用制度

12か月超 18か月以内の輸出債権につき、再割対象金額を債権額の 100 %に引き上げる(従来は債権額の 90 %、なお、12か月以内のものについては、従来から 100 %)。

(2) 中期輸出信用制度

イ. 本制度の対象範囲を、18か月超 7 年までの輸出債権に拡大する(従来は 2 年超 5 年まで)。

ロ. フランス銀行の再割期間を満期前の一定期間(注)に限定し(従来は全期間再割)、残余期間については市中銀行の自己負担とすることにより民間資金の導入を図る。

(輸出債権の期間)	(再割期間)
18か月超 3 年未満	18か月
3 年以上 4 年 "	24 "
4 年 " 5 年 "	30 "
5 年 " 7 年 "	36 "

ハ. 反面、フランス銀行の再割対象金額は、輸出債権の 100 %までとする(従来はフランス貿易保険会社 <COFACE> の付保額——通常輸出債権の 90 %以内——を限度としていた)。

(3) 長期輸出信用制度

期間 7 年超の長期輸出債権は、もっぱらフランス

貿易銀行(B F C E)の融資対象とし、復興金融金庫(Crédit National)は、今後輸出金融に関与しない(従来は復興金融金庫と市中融資団<G I C E X>の協融)。フランス貿易銀行は、その原資を債券発行によって調達するほか、財政資金にも依存する。

◇ フラン建債、ユーロ・ポンド市場で3年ぶりに起債

ユーロ・ポンド市場では、本年5月の為替危機以来、Unit of account 建の起債がさかんとなっていたが、このほど、フランス・フラン強調を背景に、1968年3月のフランス石油(Société Française des Pétroles)以来3年4か月ぶりに、ユーロ・フランス・フラン建の社債が発行された。

同起債の概要次のとおり。

発行企業 EUROFIMA (Société Européene Pour le Financement de Matériel Ferroviaire、
1956年スイスのバーゼルに設立された欧州
主要鉄道会社の出資による車両等のリース
会社)。

発行金額 50百万フラン

期間 7年

表面金利 8.25%(額面発行)

発行形式 私募

◇ フランス銀行、店舗網を整理

フランス政府は7月20日付で、フランス銀行の店舗網整理についてのフランス銀行理事会の決定を承認した。同決定は、歴史的理由から膨大な数(注)(支店167、出張所90、合計257)に達していた店舗網合理化計画の第一歩で、これにより、フランス銀行の店舗数は、23減少し、234となった(うち支店179、出張所55)。

同決定の内容は次のとおり。

(1) 4支店、23出張所の計27店舗を廃止。

(2) 1支店、3出張所の計4店舗を新設。

(3) 15出張所を支店に昇格。

(4) 上記、店舗の改廃は、今後4年間にわたって漸進的に実施の予定。

なお、同決定は、本年2月11日になされたものであったが、労働組合・地元経済界等の強い反対から、政府の承諾が遅れていたものである。フランス銀行の労働組合は上記措置に抗議して、7月28日、24時間ストを決行(発券部門を中心に全職員の47.6%がストに参加)したが、日常業務は平常どおり運営された。

(注) フランス銀行の支店・出張所は、運輸・通信が未発達の時代に、国民の便宜を計って全国各地に設立されたものであるが、今日では、その必要性もなく経費面の負担も大きいことから、以前

からその整理統合が叫ばれていたものである。

◇ スイス、外資流入防止策を強化

スイス銀行協会は7月28日、国民銀行の勧奨に応じて、関係各行(注1)に対し、「特別預金制度および対非居住者預金付利に関する紳士協定」への参加を要請した。この協定は、スイス国民銀行の外資流入抑制策が十分効果をあげえない場合、同行に対し、次の権限を与えることを骨子としている。すなわち、同行は銀行協会と協議のうえ1件当たり50千スイス・フラン以上の非居住者債務に対し、3か月間を限度に、①特別預金の積立て(注2)(増加分に対し最高100%)、②付利の制限ないし禁止(期間6か月以内の非居住者預金)、の措置を講じうるというものである。

本協定は各行の同意を得たうえ、8月20日に発効する見通しで、有効期間は3年である。

(注1) 対象金融機関は、大銀行、外銀支店、州立銀行、個人銀行、地方銀行。

(注2) スイスの準備預金制度は、「最低預金制度および貸出規制に関する紳士協定」(69年9月1日～72年7月31日)によって規定されているが未発効。同協定は、国民銀行に対し、銀行協会と協議のうえ居住者預金に対し最高で増加分の40%、非居住者預金に対してはその2倍まで国民銀行に無利子預金の積立て義務を課す権限を与えている。

◇ オランダ、賃金・物価の規制措置を廃止

オランダ内閣(注)は、8月以降賃金統制(70年12月実施、1月号「要録」参照)および物価凍結(69年4月実施、4月号「要録」参照)を廃止する旨決定した。

(注) 6月30日、B. W. Biesheuvel を首相とする新内閣(5党連立)が発足。

Nelissen 蔵相は発表にあたり、「賃金・物価のスペイタル的上昇(注)の懸念は依然として消えていない。このため労使双方の節度ある行動を今後とも強く要望する」と述べた。

(注) オランダの消費者物価は1～5月中に4.8%上昇、5月の前年比上昇率は7.9%、賃金は1～4月中2.49%上昇、4月の前年比上昇率は5.8%。

◇ スウェーデン、貸出限度枠を引下げ

スウェーデン中央銀行(リクスバンク)は7月20日、同行の商業銀行に対する貸出限度枠を、従来の当該借入れ銀行自己資本の150%相当額から75%相当額に引き下げた。これは、さる5月、5～6月の季節資金需要期(納税資金)に対処して、150%に引き上げたものをもとにもどしたもので、本年中はこの枠が堅持される模様である。

金融機関筋では、景況が悪化しつつある現状からみて、今次措置を予想外と受け取っており、時期を誤ったものと批判的な感触を示す向きが多い。

なほ、この限度枠をこえる借り入れ額に対しては、現行の対金融機関貸出金利(7%)の2%高の高率が適用される。

納税準備預金	10.2	12.0
こども銀行預金(新設)	8.7	—
(注) 上記以外は据置き。		

アジア諸国

◆韓国、公定歩合等を引き下げ

韓国銀行は6月28日、公定歩合ならびに市中預貸金利の最高限度を約2~3%方引き下げ、これに基づいて大韓金融団(全国銀行協会に相当)は市中の実効金利の改訂を行なった(「国別動向」参照)。引下げの内容は次のとおり(年利・%、カッコ内は同金融団の協定金利)。

(1) 公定歩合	改訂後	改訂前
商業手形再割引	16.0	19.0
担保貸付		
商業手形担保	20.0	23.0
国債および政府保証債券担保	24.0	26.0
並手担保	24.0	26.0
輸出品用原材料の輸入決済資金貸付	6.5	3.5

(注) 輸出前貸(3.5%)をはじめ、上記以外は据置き。

(2) 市中金利

イ. 貸出金利

商業手形割引	22.0	24.0
(うち韓国銀行再割適格分	20.0	22.0)
並手貸付	23.0	24.0
(1年以内	22.0	—)
(1年超3年以内	22.5	—)
(3年超5年以内	23.0	—)
当座貸越	24.0	26.0
コール・ローン	19.0	21.0
輸出品用原材料の輸入決済資金貸付	9.0	6.0
輸出農産物集荷資金貸付	22.0	24.0

(注) 輸出前貸(6.0%)をはじめ、上記以外は据置き。

ロ. 預本金利

定期預金	21.3	22.8
(3か月もの	10.2	12.0)
(6か月もの	14.4	16.8)
(1年もの	20.4	22.8)
(2年もの(新設)	21.3	—)
定期積金	21.0	23.0
貯蓄預金	8.7	9.6
国民貯蓄組合預金	21.0	22.8

◆韓国、基準為替相場の大幅引下げを実施

韓国政府は6月28日、ウォン貨の基準為替相場(注)を1ドルにつき328.15ウォンから370.80ウォンに13.0%(IMF方式11.5%)引き下げた。

韓国では、65年3月に為替相場の固定を取りやめ、一種の変動為替相場制度を採用して以来、基準相場の小刻みな引下げをくり返してきたが、物価の高騰と国際収支の悪化は引き続き激しく、為替相場は実勢から大きく乖離していた。今回の措置は、為替相場を実勢に一致させ貿易収支の改善を図ったものである。

なお、今回の引下げに関連して、当局は、①きわめて複雑な輸出振興制度を整理し正常化するための措置として、輸出品用原材料輸入に対して適用されてきた優遇金利の引上げ(6.0→9.0%)および輸入保証金(10%)の新設、②外資導入企業に対する打撃を緩和するための措置として、金利の全般的引下げ(前項 参照)のほか、72年3月までに償還期限の到来する外資について為替差損相当額の補てん融資、また③輸入物価の上昇に基づくインフレ高進を抑制するための措置として、71年の銀行信用規制枠の削減(当初枠25.0%から22.4%へ)、をそれぞれ決定した。

(注) 韓国銀行は、毎日為替市場の動向を勘案して基準為替相場と對為銀売買相場を決定し、為替銀行がこれを基準として對顧客相場を定めるしくみとなっている。

◆韓国投資金融会社の発足

韓国政府が私債市場の組織化を意図し、国際金融公社(I F C)の協力を得て、韓国開発金融会社を中心とする準備を進めていた韓国投資金融会社(Korea Investment and Finance Corporation)は、6月25日、創立総会を開催して正式に発足した。

同社の概要は次のとおり。

(1) 資本金……13億ウォン。韓国開発金融会社(3.25億ウォン)、その他の国内金融機関(1.5億ウォン)など国内からの出資が60%で、残り40%はI F C(2.6億ウォン)、アジア民間投資会社(P I C A、0.65億ウォン)など外国からの出資である。

(2) 業務の目的と内容

イ. 短資市場の育成

- (イ) 商業手形、その他の短期債務証券の売買
- (ロ) 短期債務証券の保証
- (ハ) 短期金融債の発行

(2) コール市場の育成に関する業務

ロ. 資本市場の育成

(1) 株式・社債の引受けと売買

(2) ディーラー、ブローカーに対する融資など、株式・社債等の流通市場の育成に関する業務

(3) 株式・社債等に対する投資家層の拡大に関する業務

(4) 企業の経営指導

韓国では、個人または企業が月4~5%の高利で直接企業に融資する「私債」の規模が大きく、その額は約1,000億ウォンといわれ、正規の金融機関が供与する国内信用総額の約15%に達するものとみられている。同国は、高金利政策によって、この私債を正規の金融機関に吸収することに努めているが、このたび、企業に対しては割引市場を育成して短期金融の道を広げ、私債の供給者に対しては魅力ある投資物件を提供するために、投資金融会社を新設させたものであり、今後の活動が注目されている。

◇南ベトナム、為替相場を一部切下げ

南ベトナム政府は6月上旬、輸出入取引に適用する実効為替相場の実質的切下げを行ない、あわせて輸入制度を変更した。本措置の概要次のとおり。

(1) 輸入実効相場の切下げ

6月7日、1米ドル当り400ピアストルの為替相場を新設し(注)、これまで1米ドル当り275ピアストルの実効相場(45年11月号「要録」参照)が適用されていた品目のうち、二・三・四輪車、生鮮果実、野菜、テレビカメラ、ラジオ等を除く全品目に適用する。

(注) 新設相場の適用品目は、バター、チーズ、外国酒、電気冷蔵庫、クーラー、テレビ、繊維製品、スポーツ用具、紙製品、ガラス、陶磁器等。新相場は従来の1米ドル当り275ピアストルに同125ピアストルの平衡レート(perequation rate)を加算したものとされている。

なお、生活必需品の輸入については従来どおり1米ドル当り118ピアストルの為替相場が適用される。

(2) 輸出実効相場の切下げ

輸出取引に対する実効相場は、6月10日から従来の1米ドル当り275ピアストルの為替相場に75ピアストルの補助金を政府の為替平衡基金から支払うこととし、事実上1米ドル当り350ピアストルとする。ただし、輸入品の再輸出、こつとう品、軍用品等は例外的に従来どおりの1米ドル当り275ピアストルが適用される。

(3) 輸入制度の変更

新輸入実効相場適用の輸入取引については、ライセンスの取得を要しないこととするが、信用状開設前に

南ベトナムの新旧実効為替相場の比較

(単位・1米ドル当りピアストル)

	新相場(6月10日現在)		旧相場(70年10月末)	
輸 入	し ゃ し 品	400 準生活必需品 生活必需品	一 般 品 目	275 生活必需品
輸 出	一 般 品 目 例 外 品 目	350 275	全 品 目	275

(注) 公定相場は1米ドル当り80ピアストルであるが、これが適用される取引はほとんどないものとみられる。

輸入代金を公認為替銀行を通じて中央銀行に預託させることとする。なお、本制度に基づく輸入については経済省が事後検査を行ない、これに違反した輸入業者は罰金、公認輸入業者リストからの除外等の罰則が課せられる。

◇パキスタン、1971年度予算を発表

パキスタン政府は6月末、1971年度(本年7月~明年6月)予算を発表した。

本予算案では、世銀、先進諸国の援助が東パキスタン問題とからんで4割方急減する見込みであることから、歳出の圧縮と歳入の増額により、赤字幅(21億ルピー)の前年度(30億ルピー)比3割方縮小を図っている。

すなわち、歳出面では、軍事費の増大と対外債務の返済負担増(前年度比各+2億ルピー)を余儀なくされているため、開発支出を前年度比3億ルピー削減し、総額を

パキスタンの1971年度予算概要

(単位・億ルピー)

	1971年度	1970年度 修 正
歳 入	88	79
うち 消 費 税	28	25
所 得 ・ 法 人 税	18	17
關 稅	18	17
歳 出	109	109
うち 一 般 行 政 費	8	8
軍 事 費	34	32
開 発 費	46	49
債 務 返 済	13	11
差 引 き 不 足 額	21	30
うち 海 外 援 助	14	24
國 内 借 入 れ	7	7

前年度並みの109億ルピーに押えた。一方、歳入面では高級たばこ消費税、法人税および綿花等の輸出税などの税率引上げにより、総額は88億ルピーと前年度比11%の増収を見込んでいる。

しかしながら、さる3月以降の東パキスタンの内乱により、生産、輸出が急減し(東パキスタン輸出の70年度見込み-23%)、増収が疑問視されているほか、援助についても控えめな予算計上額の確保すら容易でないものとみられ、財政危機に見舞われることも懸念されている。

共産圏諸国

◇東ドイツの第4次5か年計画

東ドイツの第4次5か年計画(1971~75年)は、ドイツ社会主義統一党第8回大会(6月15日開催)において採択された。同計画は、科学・技術の進歩や労働生産性の向上を基礎として生産の効率化を図り、国民の生活水準を高めることを目標としている。東ドイツの工業生産は、すでに東欧諸国中最も高い水準にあるが(国民所得に占める鉱工業生産の比重、68年62.3%)、今後5か年間ににおいては、現有設備の大幅な近代化、機械化を通じて経済基盤の強化を図ることを課題としており、このため国民所得、工業生産等主要な計画目標はいずれも前期実績に比較して若干控えめに策定されている。同計画の概要是次のとおり。

- (1) 工業生産は、年平均6.1~6.3%の増加(前期実績同6.5%増)が予定されているが、うち消費財は3.9~4.2%増と工業生産全体の伸びを下回っており、引き続き生産財重視の方針が維持されている。また工業における労働生産性は、年平均6.2~6.5%の上昇(前期実績同5.7%増)が見込まれている。
- (2) 投資については、前期計画において投資資金の非効率的な使用(投資計画年平均8.5~8.7%増、実績同9.7%増、工業生産計画年平均6.5~7.0%増、実績同6.5%増)が問題となったことから、今期計画では投資増加率を年平均5.1~5.4%にとどめ、電力、エネルギー部門を重点として投資効率の向上を図るべきことが強調されている。
- (3) 国民生活の面では、賃金の上昇(貨幣所得年平均4%増)を背景に小売売上高が年平均3.9~4.2%増大(前期実績4.6%増)するものとみられ、住宅建設戸数も期中50万戸(前期実績37万戸)に達する見込みである。
- (4) 対外面では、社会主義的経済統合を強化することを目的に、ソ連および他のコメコン諸国との経済・技術

東ドイツの第3次および第4次5か年計画

(年平均伸び率・%)

	第3次(1966~70年)		第4次計画 (1971~75年)
	計画	実績	
国民所得	5.1~5.4	5.2	4.7~5.1
工業生産	6.5~7.0	6.5	6.1~6.3
工業労働生産性	7.0~7.7	5.7	6.2~6.5
投資	8.5~8.7	9.7	5.1~5.4

協力をいっそう推進することとしており、これら諸国との貿易では年平均9.9~11.2%の高い伸び率が予定されている。

◇ポーランドの第4次5か年計画

ポーランドの第4次5か年計画(1971~75年)草案は、6月24日、ポーランド統一労働者党第10回中央委員会総会において承認された。本年末ごろ開催が予定されている党大会において正式決定の運びになるものと予想されている。

同計画は、もともと昨年央にゴムルカ政権のもとで立案されていたが、昨年末の暴動を契機に発足したギエレク政権によって、大幅な修正が加えられたうえ新たに発表されたもので、これまでの5か年計画および修正前の第4次計画に比較して、民生重視の方針がいっそう強く打ち出されている点が特色である。同計画草案の概要は次のとおり。

- (1) 国民所得は、計画期間中年平均6.6~6.8%増と前期実績(6.1%増)はもとより、修正前計画(6.3%増)をも大きく上回る伸びが予定されている。
- (2) 工業生産(年平均8.2~8.4%増、前期実績同8.3%増)についてみると、生産財の生産増加率(8.6%)が消費財(7.3%)を上回っているが、前期実績(生産財年平均9.5%増、消費財同6.6%増)に比較すれば、両者間の格差はかなり縮小している。

ポーランドの第3次および第4次5か年計画

(年平均伸び率・%)

	第3次(1966~70年)		第4次 計画 (71~75年)
	計画	実績	
国民所得	6.0	6.1	6.6~6.8
工業生産	—	8.3	8.2~8.4
農業生産	2.4	1.7	3.4~3.9
消費財	4.9	5.0	6.3
貿易	5.6	9.3	9.5

(3) 農業生産については、年平均3.4～3.9%増と計画目標未達成に終わった前期(計画2.4%増、実績1.7%増)に比較して意欲的な目標が策定されている。とくに農業生産の8割以上を占める自営農家および兼営農家の生産効率を高めるため、農産物買付け価格の引上げなどによる国家援助の増大が予定されている。

(4) 労働者の実質賃金の年平均上昇率は3.4%の計画で、61～70年の平均上昇率1.8%を大きく上回っている。加えて社会保険給付の増大や就労婦人を対象とした社会福祉政策の拡充などにより、生活水準の大幅な向上が図られている(なお消費は、年平均6.3%増、前期実績同5.0%増)。

また住宅建設は、期中32万世帯分(前期実績比45%増)が計画されており、住宅事情は大幅に改善される見込みである(都市における1室当たり居住人数、70年1.31人→75年1.20人)。

(5) 貿易面では、輸出について年平均9.2%増(前期実績9.7%増)、輸入について同9.9%増(前期実績8.8%増)と、ともにほぼ前期実績並みの伸びが見込まれている。とくに、①電気機械の輸出拡大、②工業用原材料および消費物資の輸入増大(消費財輸入年平均11.8%増)、などが目だつか、輸入にあたっては、極力相手国から長期のクレジットを取りつけるよう努めるべきものとされている。